

第14号

横浜市報調達公告版

発行所
横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市役所

【調達公告】

- △ 一般競争入札及び指名競争入札参加資格を有する官公需適格組合の客観点の算出方法…………… 2
- △ 一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等（工事契約関係）…………… 8

【水道局】

- △ 一般競争入札及び指名競争入札参加資格を有する官公需適格組合の客観点の算出方法…………… 10
- △ 一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等（工事契約関係）…………… 10

【交通局】

- △ 一般競争入札及び指名競争入札参加資格を有する官公需適格組合の客観点の算出方法…………… 11
- △ 一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等（工事契約関係）…………… 11

【病院経営局】

- △ 一般競争入札及び指名競争入札参加資格を有する官公需適格組合の客観点の算出方法…………… 12
- △ 一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等（工事契約関係）…………… 12

調 達 公 告

横浜市調達公告第61号

一般競争入札及び指名競争入札参加資格を有する官公需適格組合の客観点の算出方法

横浜市（水道局、交通局及び病院経営局を除く。）が発注する平成25年度及び平成26年度の工事（製造及び修繕（物品の製造及び修繕を除く。）を含む。以下同じ。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格を有する官公需適格組合の客観点の算出方法を次のとおり定めた。

平成25年2月13日

横浜市長 林 文子

1 用語の定義

この公告において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 官公需適格組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合のうち、中小企業庁により官公需適格組合と証明された者をいう。
- (2) 客観点 客観的事項に基づき算出する数値をいう。
- (3) 工種 横浜市が発注する工事の種類をいい、平成24年9月5日横浜市告示第498号の別表1に定めたものをいう。
- (4) 経審 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の27及び第27条の29に定める経営事項審査結果通知書及び総合評定値通知書をいう。
- (5) 審査対象組合員 官公需適格組合の理事が役員となっている組合員のうち、官公需適格組合が指定する5者以内の者をいう。
- (6) 申請に対応する建設業 横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱（平成6年3月制定）第2条第4号に定める別表1の工種及び細目に対応する建設業をいう。

2 算出方法

官公需適格組合の客観点については、工種ごとに、次の算式により算出するものとする。

$$P = 0.25X1 + 0.15X2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

この式において、P、X1、X2、Y、Z及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- P 官公需適格組合の客観点（小数点第1位を四捨五入する。）
- X1 官公需適格組合及び各審査対象組合員（以下「組合等」という。）の申請に対応する建設業に係る経審における年間平均の完成工事高の和について、別表1により求める数値
- X2 組合等の経審における自己資本額（又は2期平均の自己資本額）の数値及び利益額の数値のそれぞれの和について、次により求めた数値の合計値（ $Xa + Xb$ ）を2で除して得た数値（小数点以下は切り捨てる。）
- Xa 組合等の経審における自己資本額（又は2期平均の自己資本額）の数値の和について別表2により求める数値
- Xb 組合等の経審における利益額の数値の和について別表3により求める数値
- Y 組合等の経審における経営状況の評点の平均値（小数点以下は切り捨てる。）
- Z 組合等の申請に対応する建設業に係る経審における資格区分ごとの技術職員数の和及び年間平均の元請完成工事高の和について、それぞれ次により求めた数値の合計値（ $Za + Zb$ （小数点以下は切り捨てる。））
- Za 次により求めた資格区分ごとの技術職員数の和に基づいて（ $6Zc + 5Zd + 3Ze + 2Zf + Zg$ ）の算式により算出した数値（以下「技術職員数値」という。）について別表4により求める数値
- Zc 組合等の申請に対応する建設業に係る経審における一級技術職員数のうち講習受講技術職員数の和
- Zd 組合等の申請に対応する建設業に係る経審における一級技術職員数のうちZc以外の技術職員数の和
- Ze 組合等の申請に対応する建設業に係る経審における基幹技術職員数の和
- Zf 組合等の申請に対応する建設業に係る経審における二級技術職員数の和
- Zg 組合等の申請に対応する建設業に係る経審におけるその他技術職員数の和
- Zb 組合等の申請に対応する建設業に係る経審における年間平均の元請完成工事高の和について別表5により求める数値
- W 組合等の経審におけるその他の審査項目（社会性等）の評点の平均値（小数点以下は切り捨てる。）

別表 1

年間平均の完成工事高の和		数値	年間平均の完成工事高の和		数値
1,000 億円以上		2,309	8 億円以上	10 億円未満	968
800 億円以上	1,000 億円未満	2,195	6 億円以上	8 億円未満	943
600 億円以上	800 億円未満	2,094	5 億円以上	6 億円未満	918
500 億円以上	600 億円未満	2,006	4 億円以上	5 億円未満	884
400 億円以上	500 億円未満	1,917	3 億円以上	4 億円未満	842
300 億円以上	400 億円未満	1,828	2.5 億円以上	3 億円未満	818
250 億円以上	300 億円未満	1,753	2 億円以上	2.5 億円未満	790
200 億円以上	250 億円未満	1,677	1.5 億円以上	2 億円未満	756
150 億円以上	200 億円未満	1,601	1.2 億円以上	1.5 億円未満	730
120 億円以上	150 億円未満	1,537	1 億円以上	1.2 億円未満	711
100 億円以上	120 億円未満	1,475	0.8 億円以上	1 億円未満	689
80 億円以上	100 億円未満	1,411	0.6 億円以上	0.8 億円未満	661
60 億円以上	80 億円未満	1,361	0.5 億円以上	0.6 億円未満	645
50 億円以上	60 億円未満	1,310	0.4 億円以上	0.5 億円未満	626
40 億円以上	50 億円未満	1,259	0.3 億円以上	0.4 億円未満	602
30 億円以上	40 億円未満	1,209	0.25 億円以上	0.3 億円未満	589
25 億円以上	30 億円未満	1,158	0.2 億円以上	0.25 億円未満	573
20 億円以上	25 億円未満	1,119	0.15 億円以上	0.2 億円未満	553
15 億円以上	20 億円未満	1,083	0.12 億円以上	0.15 億円未満	539
12 億円以上	15 億円未満	1,045	0.1 億円以上	0.12 億円未満	528
10 億円以上	12 億円未満	1,006		0.1 億円未満	397

別表 2

自己資本額（又は2期平均の自己資本額）の数値の和		数値	自己資本額（又は2期平均の自己資本額）の数値の和		数値
3,000 億円以上		2,114	12 億円以上	15 億円未満	942
2,500 億円以上	3,000 億円未満	2,051	10 億円以上	12 億円未満	921
2,000 億円以上	2,500 億円未満	1,978	8 億円以上	10 億円未満	897
1,500 億円以上	2,000 億円未満	1,887	6 億円以上	8 億円未満	867
1,200 億円以上	1,500 億円未満	1,821	5 億円以上	6 億円未満	849
1,000 億円以上	1,200 億円未満	1,768	4 億円以上	5 億円未満	828
800 億円以上	1,000 億円未満	1,707	3 億円以上	4 億円未満	801
600 億円以上	800 億円未満	1,632	2.5 億円以上	3 億円未満	786
500 億円以上	600 億円未満	1,586	2 億円以上	2.5 億円未満	767
400 億円以上	500 億円未満	1,533	1.5 億円以上	2 億円未満	744
300 億円以上	400 億円未満	1,467	1.2 億円以上	1.5 億円未満	728
250 億円以上	300 億円未満	1,428	1 億円以上	1.2 億円未満	715
200 億円以上	250 億円未満	1,381	0.8 億円以上	1 億円未満	699
150 億円以上	200 億円未満	1,324	0.6 億円以上	0.8 億円未満	680
120 億円以上	150 億円未満	1,282	0.5 億円以上	0.6 億円未満	669
100 億円以上	120 億円未満	1,249	0.4 億円以上	0.5 億円未満	655
80 億円以上	100 億円未満	1,210	0.3 億円以上	0.4 億円未満	639
60 億円以上	80 億円未満	1,163	0.25 億円以上	0.3 億円未満	629
50 億円以上	60 億円未満	1,134	0.2 億円以上	0.25 億円未満	617
40 億円以上	50 億円未満	1,100	0.15 億円以上	0.2 億円未満	603
30 億円以上	40 億円未満	1,059	0.12 億円以上	0.15 億円未満	592
25 億円以上	30 億円未満	1,034	0.1 億円以上	0.12 億円未満	584
20 億円以上	25 億円未満	1,005		0.1 億円未満	361
15 億円以上	20 億円未満	969			

別表 3

利益額の数値の和		数値	利益額の数値の和		数値
300 億円以上		2,447	4 億円以上	5 億円未満	885
250 億円以上	300 億円未満	2,313	3 億円以上	4 億円未満	848
200 億円以上	250 億円未満	2,162	2.5 億円以上	3 億円未満	827
150 億円以上	200 億円未満	1,987	2 億円以上	2.5 億円未満	803
120 億円以上	150 億円未満	1,864	1.5 億円以上	2 億円未満	776
100 億円以上	120 億円未満	1,771	1.2 億円以上	1.5 億円未満	756
80 億円以上	100 億円未満	1,667	1 億円以上	1.2 億円未満	741
60 億円以上	80 億円未満	1,545	0.8 億円以上	1 億円未満	725
50 億円以上	60 億円未満	1,475	0.6 億円以上	0.8 億円未満	706
40 億円以上	50 億円未満	1,396	0.5 億円以上	0.6 億円未満	694
30 億円以上	40 億円未満	1,304	0.4 億円以上	0.5 億円未満	682
25 億円以上	30 億円未満	1,250	0.3 億円以上	0.4 億円未満	667
20 億円以上	25 億円未満	1,190	0.25 億円以上	0.3 億円未満	659
15 億円以上	20 億円未満	1,120	0.2 億円以上	0.25 億円未満	649
12 億円以上	15 億円未満	1,072	0.15 億円以上	0.2 億円未満	638
10 億円以上	12 億円未満	1,035	0.12 億円以上	0.15 億円未満	631
8 億円以上	10 億円未満	993	0.1 億円以上	0.12 億円未満	625
6 億円以上	8 億円未満	945		0.1 億円未満	547
5 億円以上	6 億円未満	917			

別表 4

技術職員数値		数値	技術職員数値		数値
15,500	以上	1,868	300	以上	1,111
11,930	以上	1,817	230	以上	1,060
9,180	以上	1,766	180	以上	1,010
7,060	以上	1,716	140	以上	960
5,430	以上	1,666	110	以上	910
4,180	以上	1,614	85	以上	859
3,210	以上	1,564	65	以上	809
2,470	以上	1,514	50	以上	758
1,900	以上	1,464	40	以上	708
1,460	以上	1,413	30	以上	657
1,130	以上	1,362	20	以上	608
870	以上	1,313	15	以上	557
670	以上	1,262	10	以上	508
510	以上	1,212	5	以上	457
390	以上	1,161			408

別表 5

年間平均の元請完成工事高の和	数値	年間平均の元請完成工事高の和	数値
1,000 億円以上	573	8 億円以上 10 億円未満	236
800 億円以上 1,000 億円未満	549	6 億円以上 8 億円未満	225
600 億円以上 800 億円未満	520	5 億円以上 6 億円未満	218
500 億円以上 600 億円未満	502	4 億円以上 5 億円未満	210
400 億円以上 500 億円未満	482	3 億円以上 4 億円未満	200
300 億円以上 400 億円未満	456	2.5 億円以上 3 億円未満	194
250 億円以上 300 億円未満	441	2 億円以上 2.5 億円未満	187
200 億円以上 250 億円未満	423	1.5 億円以上 2 億円未満	178
150 億円以上 200 億円未満	401	1.2 億円以上 1.5 億円未満	171
120 億円以上 150 億円未満	385	1 億円以上 1.2 億円未満	166
100 億円以上 120 億円未満	372	0.8 億円以上 1 億円未満	160
80 億円以上 100 億円未満	357	0.6 億円以上 0.8 億円未満	153
60 億円以上 80 億円未満	339	0.5 億円以上 0.6 億円未満	149
50 億円以上 60 億円未満	328	0.4 億円以上 0.5 億円未満	143
40 億円以上 50 億円未満	315	0.3 億円以上 0.4 億円未満	137
30 億円以上 40 億円未満	299	0.25 億円以上 0.3 億円未満	133
25 億円以上 30 億円未満	289	0.2 億円以上 0.25 億円未満	129
20 億円以上 25 億円未満	278	0.15 億円以上 0.2 億円未満	123
15 億円以上 20 億円未満	264	0.12 億円以上 0.15 億円未満	119
12 億円以上 15 億円未満	254	0.1 億円以上 0.12 億円未満	116
10 億円以上 12 億円未満	246	0.1 億円未満	48

横浜市調達公告第 62 号

一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等（工事契約関係）

横浜市（水道局、交通局及び病院経営局を除く。）が発注する平成 25 年度及び平成 26 年度の工事（製造及び修繕（物品の製造及び修繕を除く。）を含む。以下同じ。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等を次のとおり定めた。

平成 25 年 2 月 13 日

契約事務受任者

横浜市財政局長 柏 崎 誠

平成 24 年 9 月 5 日横浜市告示第 498 号第 10 項の規定に基づき平成 24 年 9 月 11 日横浜市調達公告第 322 号による審査を行い、工種ごとに入札参加資格者の格付を定めた。また、格付等級別に工事費の範囲を別表のとおり定めた。

ただし、工事の性質等により市長が特に必要と認める場合は、これと異なる取扱いができるものとする。

別表

(1) 土木

等級	格付点数	工事費の範囲
A	970点以上	1億2,000万円以上
B	805点以上970点未満	2,500万円以上1億2,000万円未満
C	805点未満	2,500万円未満

(2) ほ装

等級	格付点数	工事費の範囲
A	885点以上	4,500万円以上
B	760点以上885点未満	2,500万円以上4,500万円未満
C	760点未満	2,500万円未満

(3) 造園

等級	格付点数	工事費の範囲
A	890点以上	2,000万円以上
B	890点未満	2,000万円未満

(4) 建築

等級	格付点数	工事費の範囲
A	945点以上	1億2,000万円以上
B	735点以上945点未満	2,500万円以上1億2,000万円未満
C	735点未満	2,500万円未満

(5) 電気

等級	格付点数	工事費の範囲
A	880点以上	2,500万円以上
B	880点未満	2,500万円未満

(6) 管

等級	格付点数	工事費の範囲
A	790点以上	2,500万円以上
B	790点未満	2,500万円未満

(7) 上水道

等級	格付点数	工事費の範囲
A	840点以上	1億2,000万円以上
B	700点以上840点未満	4,500万円以上1億2,000万円未満
C	700点未満	4,500万円未満

水道局

水道局調達公告第19号

一般競争入札及び指名競争入札参加資格を有する官公需適格組合の客観点の算出方法

横浜市水道局が発注する平成25年度及び平成26年度の工事（製造及び修繕（物品の製造及び修繕を除く。）を含む。以下同じ。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格を有する官公需適格組合の客観点の算出方法は、一般競争入札及び指名競争入札参加資格を有する官公需適格組合の客観点の算出方法（平成25年2月13日横浜市調達公告第61号）を準用する。

平成25年2月13日

横浜市水道事業管理者
水道局長 土井一成

水道局調達公告第20号

一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等（工事契約関係）

横浜市水道局が発注する平成25年度及び平成26年度の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等（工事契約関係）については、一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等（工事契約関係）（平成25年2月13日横浜市調達公告第62号）を準用する。

平成25年2月13日

横浜市水道事業管理者
水道局長 土井一成

交 通 局

交通局調達公告第 15 号

一般競争入札及び指名競争入札参加資格を有する官公需適格組合の客観点の算出方法

横浜市交通局が発注する平成 25 年度及び平成 26 年度の工事（製造及び修繕（物品の製造及び修繕を除く。）を含む。以下同じ。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格を有する官公需適格組合の客観点の算出方法は、一般競争入札及び指名競争入札参加資格を有する官公需適格組合の客観点の算出方法（平成 25 年 2 月 13 日横浜市調達公告第 61 号）を準用する。

平成 25 年 2 月 13 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 二 見 良 之

交通局調達公告第 16 号

一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等（工事契約関係）

横浜市交通局が発注する平成 25 年度及び平成 26 年度の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等（工事契約関係）については、一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等（工事契約関係）（平成 25 年 2 月 13 日横浜市調達公告第 62 号）を準用する。

平成 25 年 2 月 13 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 二 見 良 之

病 院 経 営 局

病院経営局調達公告第 4 号

一般競争入札及び指名競争入札参加資格を有する官公需適格組合の客観点の算出方法

横浜市病院経営局が発注する平成 25 年度及び平成 26 年度の工事（製造及び修繕（物品の製造及び修繕を除く。）を含む。以下同じ。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格を有する官公需適格組合の客観点の算出方法は、一般競争入札及び指名競争入札参加資格を有する官公需適格組合の客観点の算出方法（平成 25 年 2 月 13 日横浜市調達公告第 61 号）を準用する。

平成 25 年 2 月 13 日

横浜市病院事業管理者 高 橋 俊 毅

病院経営局調達公告第 5 号

一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等（工事契約関係）

横浜市病院経営局が発注する平成 25 年度及び平成 26 年度の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等（工事契約関係）については、一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付等（工事契約関係）（平成 25 年 2 月 13 日横浜市調達公告第 62 号）を準用する。

平成 25 年 2 月 13 日

横浜市病院事業管理者 高 橋 俊 毅